

平成30年9月定例会 環境対策特別委員会(付託)

平成30年10月3日(水)

[委員会の概要]

木下委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

なお、理事者各位に申し上げます。当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【報告事項】

○旧吉野川流域下水道における指定管理者の応募状況について(資料①)

大塚県土整備部副部長

1点、御報告させていただきます。旧吉野川流域下水道における指定管理者の応募状況についてでございます。お手元の資料1を御覧ください。県土整備部におきましては、旧吉野川流域下水道について、7月25日から募集を開始し、8月21日に現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を、順次、行ってまいりました。去る9月25日をもって、申請書類の受付を終了し、1団体の申請がございました。今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、次期定例会において、指定管理者の指定議案を御審議いただき、指定管理者を決定いたしたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

木下委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

高井委員

私のほうからは、昨今、非常に新聞紙上をにぎわせておりますプラスチックごみの問題についてお伺いしたいと思います。

どの新聞でも取り上げられておりましたし、徳島新聞でも我が徳島にも関係するウミガメにも影響があるという調査も出されたということで、今年、残念ながらウミガメの上陸が少なかったわけですが、いろいろな意味で生態系に大きく影響を与えますし、ひいてはこれは人間の体にまで影響を与えるということで、世界中の国々が警鐘を鳴らし始め、G7等でも取り上げられて議論になっております。

この点に関して非常に長い視野と広い取組がいろいろな意味で必要になってくるのでは

ないかと思ひまして、まずこの海洋プラスチックごみの問題等について現状の認識等から伺いたいと思っております。

阿宮環境指導課長

ただいま、プラスチックごみに関する現状、認識等について御質問を頂きました。海洋プラスチックごみをはじめとする廃プラスチックの問題につきましては、廃棄物の適正処理、それから生態系の保全、地球温暖化対策等々の観点から正に国際的な喫緊の課題となっているところでございます。

またこうした中、環境省におきましては3R、リデュース、リユース、リサイクル、こういった取組の推進ですとか、使い捨てプラスチック等の排出抑制、それから使用済みプラスチック資源の効果的・効率的な回収、再生利用等々を推進しているところでございまして、国内資源循環のため支援制度の創設ですとか、あるいは東アジア由来の海洋ごみの実態把握を進めるなど、広域的な発生抑制対策にも取り組まれているところでございます。

ただ、なお、この間、委員からの御指摘もありましたが、本年6月のG7におきましては、海洋プラスチック憲章、これについて日本と米国だけが署名しなかったといったようなこともございました。その後、また切り返されまして、来年度に日本で開催されますG20に向けて、日本がプラスチック問題をこれからリードしていくといったような基本方針に基づきまして、現在、中央環境審議会に設置されましたプラスチック資源循環戦略小委員会、ここにおきまして有識者を交えプラスチック問題の対策に関する取りまとめ等々が進められているものでございます。

また一方、民間の事業者にあつては、排出事業者と再生利用業者の連携強化ですとか、適切な設備の高度化・効率化によりますリサイクル体制の構築ですとか、従来型のプラスチック利用を段階的に改めていくなど、石油資源由来の素材につきまして、紙あるいは生分解性プラスチックへの代替え、切り替えを図っていくといったことが求められてくるかというふうに思っておりますが、既に報道もされておりますとおり、外食産業等、一部の企業におきましては積極的な取組も既に進められているところでございます。

今後、こうした流れを加速させていく上におきましては、事業者による代替え素材の開発、それから生産。一方、消費者のほうではリデュース、代替え素材を選択していくといったようなこと。それから、廃棄物をはじめとするリサイクル業者の中では新たな循環システムを構築していくといったような、生産・消費・分別・再生利用といった一連の流れ、これが確立されていく必要があるかと思ひますので、引き続き県といたしましても国の動向をはじめといたしまして、様々な学術研究等の成果報告もなされておりますので、そうしたところの情報をしっかりと把握いたしまして、それらを踏まえまして産業廃棄物処理業者、又は市町村による適切な分別収集の促進に努めてまいりたいと思っております。

高井委員

いろいろと阿宮課長から一遍にいろいろなことにお答えいただきましたが、世界中の研究の中で、太平洋沖にプラごみ帯という大きなプラごみが細かく砕かれたマイクロプラスチックというものが漂っている空間があり、そのごみベルトの面積は160万平方キロメートルということで、日本の面積の約4倍強ということのようであります。

そこをウミガメも太平洋に出て行くので、それを飲み込んでまたお腹の中にたまっていく。またウミガメだけでなく、当然いろいろな魚や海に住む生物、様々なものがそれを取り込んで食物連鎖として蓄積されていき、影響を与えるというふうに言われております。

水道水の話の報告はありましたが、この研究によると、世界13か国の水道水の中にこの微小なマイクロプラスチックが含まれて汚染が起きているというようなことすら言われておまして、幸い今日本は水道水のほうは心配ないということではあります。やはり世界中のことを考え、世界中の貿易取引を今やっているわけでありますから、日本もこういう動きに対してはさっき課長がお答えになったような様々な観点から取組をしていくであろうし、県としても末端の取組というのは非常に大事でありますので、啓発も含めてしっかり取り組んでいく必要があるかなというふうに感じております。

本当にG7の時は大変残念で、非常にこれはマイクロプラスチック憲章にサインをしなかったと、署名しなかったということは、いろいろなところから批判も浴びておりますが、幸い次の来年度行われるG20で、日本で行われるサミットにおいては積極的に取り組むということも報道でも拝見をしましたので、徳島県としても積極的にこうした提案なり啓発なりを続けていく必要があるかと思っております。

そういう中で、今、分別や廃プラスチック類の排出抑制やリサイクルというものがまず身近でできることで、非常に大事なことの一つであり、こうしたごみの処理に関しては市町村が責任を持ってやっているとは言いましても、様々な基準を作ったり啓発をするのは県の役割も大きいかと思えます。

確か6月議会で出されましたこの生物多様性とくしま戦略の2018から2023年の素案の中でも、この海洋プラスチックごみについて取り上げられていた部分もありましたので、まだ厚みは少ないわけですが、少し取り上げていましたので県の方でもそうしたことを注視しているということを確認いたしました。

引き続き、こうした環境戦略に基づく徳島県の方向性のようなもの、この部分を手厚くしていただきたいと思うんですが、あればお願いをしたいというふうに思います。

河崎環境首都課長

廃プラスチックに関係いたします県の環境行政の方向性という御質問を頂きました。

平成11年に徳島県環境基本条例が制定をされております。その中に、県民の責務といたしまして日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること、また、環境保全及び創造に自ら努めることなどについて規定をしております。

このような条例の規定を受けまして、徳島県環境基本計画では本県の環境に関する将来像を示して、その実現に向けた基本的な目標や方策について明らかにしておりますが、この第3章、主要取組の展開といたしまして、第3節、好循環社会とくしま、これは循環を基調とする健全な社会づくりという副題がついておりますけれども、この中に総合的な廃棄物ゼロ社会づくりの推進でありますとか、廃棄物の発生抑制対策の推進及び資源の回収・再生利用の推進を掲げて、先ほど、阿宮環境指導課長からの答弁の中に一部含まれておりましたけれども、県が策定しております廃棄物処理計画、この着実な推進、3Rの総合的な取組の推進、事業者によるリサイクルの促進に努めることといたしております。

そして委員から御紹介を頂きましたマイクロプラスチック問題、これが廃プラスチック

の問題の一環としてクローズアップされておりますけれども、これについては同じく第3節に海域等における環境保全の推進を掲げておきまして、漁場の環境保全対策の推進、海岸環境保全対策の推進にも努めることなどを規定し、それに基づき取組を推進しているところであります。

高井委員

いろいろなそうした計画の中に入れてくださって取り組んでいるということでございましたので、それはまた引き続き広げていっていただきたいと思ひますし、県民の皆様に分かるように啓発なり宣伝なりしていかなくてはならないと思ひます。

特にお話があった様々な分別やリサイクル、ごみのいろいろな処分に、焼却処分に関しても徳島は上勝町というふうにゼロウェイスト運動を先駆けてしているような先進町もありますし、県内各地でこうした誇るべき取組を分別やリサイクルに関していろいろ取り組んでいるグループもありますので、それをまた広げていくとか、これを逆に好機と捉えてしっかりと分別やリサイクルを徹底してやっていくということを推進していただきたいと思ひます。

幸い、徳島県はこの度、エシカル消費ということもありまして、消費者庁のオフィスと一緒に様々なエシカル消費に高度に関わる運動をやっておりますし、徳島県議会でも今ちょうど座長がここに、副座長もここにおられますけれども、政策条例検討会議の中で様々な検討した結果、徳島県の消費者市民社会の構築に関する条例ということで、県議会としては初のこういうエシカルに関わる消費行動に関する推進の条例ができて、今パブリックコメントを募集している段階で、もうすぐ成立します。

私は非常に大きな一歩になるだろうと思ひますし、座長、副座長の御尽力に感謝を申しあげたいと思ひますけれども、これに魂を広げて同じような活動の中で展開していった世界をそれこそ救うことが、人間を救うことにつながりますし、こうしたことも一緒にやっていく大きなチャンスではないかなと。

徳島県のような一つの県で、県の自治体が世界中のこうした動きに関して一つの大きな啓発や警鐘をするということに大きな意義があると思ひます。徳島県としてのアピールも非常に大きいのではないかなと思ひますので取り組んでほしいというふうに思ひます。

何でこの微小プラスチックが問題かという、やはり環境汚染物質を吸着しやすいという性質があるようで、ダイオキシンとかいわゆるPCBと言われるポリ塩化ビフェニルと言うんですかね、そういうのを吸着して体に入ってくると。女性の場合は出産をする時に胎盤から排出されたりとかで連鎖というか、環境ホルモンというのは次の世代に送られていきますので、そうしたことで次の世代を守るためにも小さな積み重ねが、非常に大事であると思ひます。

この徳島環境県民会議等もございまして、徳島は未来創造憲章というものを早くから持っておりますので、いろいろな形での啓発活動をしておられると思ひますが、しかし、これを機にもっともっと啓発をしていく必要があると思ひますし、市町村に対しても様々なリサイクルや分別に対してエシカルの視点も入れながら広げていく、指導していくと規範を作っていくということもできるのではないかなと思ひますので、こうした点に関して進めていただければというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

河崎環境首都課長

県の取組についてかなり広い範囲でお尋ねを頂きました。徳島県におきましては、平成27年1月に県民、事業者、民間団体等の皆さんが、自主的な環境保全、創造活動を推進するための指針といたしまして、環境首都とくしま・未来創造憲章というものを定めております。

この憲章におきましては、ライフスタイルの転換を推進するために、買う、使う、捨てるなど、七つの日常的な基本行動それぞれについて、日々の暮らしの中で守り、実行すべき事柄を具体的に示したものでございます。

当然この考えの中には、エシカル消費についても既に盛り込まれておったのではないかと考えております。

そしてこの憲章に基づきまして、環境活動連携拠点のエコみらいとくしまを中心に特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センターや、産学民官で設立をいたしました、とくしま環境県民会議、こうしたところと協働いたしまして、県民の皆様に向けましては、各種講座の開催でありますとか、県内各地での移動パネル展及び啓発イベントの実施、マイバック運動の促進など、また事業者に向けましては、エコショップ認定制度やスーパーエコショップ認定制度。こういったものの運用を通じまして、簡易包装の推進でありますとか、トレイ等を使わない販売方法の採用、レジ袋有料化又は廃止及び資源回収ポストの設置などについて、取り組んでいただきたいということで推進をいたしております。

こうした多様な啓発活動に取り組んでいるところでございますけれども、最近、例えばプラスチック製のストロー、この使用を自粛するなど、事業者の自主的な取組の拡大が見られるようになっております。

県民誰もが取り組めるのが消費行動、すなわち選択購入によりまして、この動きを加速化させていくということではないかと考えております。

このためにとくしま環境県民会議他と協働いたしまして、県民へのエシカル消費の浸透にも努めることとしております。こういった取組をどんどんと続けることでプラスチック問題の解消により近づいていけたらと考えております。

高井委員

多分世界の動きや民間の動きは速いと思います。こうした報道に出る頃には、もう既に動きが始まっているからこそ報道に載り始めて、一般の私たちが知るようになるというのが常でありますし、世界中の経済の市場にすごく関わることで、現実的にはもっとも世界中の中でいろいろな取組や規制がもう既に動き始めているんだろうと思います。

少しニュースになっておりました、世界中の廃プラスチックの半分近くを受け入れてきた中国が環境対策で輸入を大幅に制限するという影響、こういうことを鑑みて、恐らく先ほど、両課長からお話があった民間の取組、スターバックスとかでしたかね、スカイラークとかもやり始めているんでしょうか。いろいろな削減をしていくということが、既にもう打ち出されておりますので、こうしたことは多分、大分前からいろいろなこういう動きを含んだ上で、企業のほうは対応しているんだろうと思います。

日本も一挙に恐らくG20でホスト国である日本から提唱するという事に向けて、各企業や政府のほうも動き始めると思いますので、徳島で先ほど紹介があった様々取り組んできた行動に対しても、より一層加速をしていくようお願いをしたいと思います。

ちょうど消費者庁誘致に関わることやエシカルに関わることで、今まで取り組んでこられた西條局長や小椋次長も当委員会にはおられますので、エシカルの様々な教育的視点並びに行政的な実行の視点からも連携をして進めていただければというふうに考えておりますので引き続きどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

小椋危機管理部次長

ただいま、高井委員からエシカル消費と環境の観点からお話を頂きましてありがとうございます。

政策条例検討会議でも岡委員、眞貝委員にもお世話になり、今条例を進めていただいておりますところですが、それに呼応しまして県といたしましても、消費行動から環境に与える影響、そういうものをしっかりと教育をしていくとかいうような場面での啓発、消費者大学校大学院とか、それから学校での教育とか、いろいろな場面を設けてやっておりますので、それを一層推進していくことにより、マイクロプラスチックのような環境問題に対しても、しっかり対応してまいる所存でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

長尾委員

先の県土整備委員会で質問したことにも関連するんですけども、平成28年度の汚水衛生処理率が、全国では85.8パーセントに対して徳島県は53.7パーセントということで、全国最下位、不名誉なことが全国に知れ渡っているわけでありましてけれども、そのことで質問いたしました。それにちょっと関連して。浄化槽については、年1回の清掃、年に数回の保守点検、そして年に1回の法定検査。三つの部門があるわけですが。本県は下水道が全国最下位の中で、逆に浄化槽が非常に多いというのが現状でございます。地震とかが最近頻発する中で、逆に仙台の下水道などは、流域下水道などやられてしまうと回復が大変と。逆に浄化槽のほうがこういう震災時等には有利というような判断がある中で、浄化槽に対して力を入れてやらなくてはいけないということは最近理解されてきたところでございます。そういう中で、なかなか難しいのは法定検査でございます。

法定検査については、もう私も、平成3年に議員になってから長い課題で、徳島新聞の読者の欄などに投書が載って、なかなか県民の浄化槽の法定検査に対する理解が進んでいないと。時折、その投書に対して県がコメントを出すというようなことが繰り返されているわけで、最近では減ってはきているような気がするんですけども、その中で保守点検は今、浄化槽の約9割が実施をしている。ところが法定検査については57.9パーセント、約58パーセント。この9割と58パーセントのこの差はいったいなんなんだと。なぜこういう差があるのかをまずは説明していただきたい。

真面目に法定検査を受ける人と、受けない人というわけでありまして、そんなの受ける必要ないよという方もいる。しかし真面目に受けている人からすれば受けてない人がいるじゃないかと。こういう不公平感があるわけで、ここに県や市町村の責任が大きくあるわけですが、まずなぜこんな差が生じているのか県の見解をお聞きしたいと思います。

三好水・環境課長

先ほど委員から浄化槽の法定検査の受検率について質問を頂きました。本県の平成29年度の法定検査受検率は、57.9パーセントでございます。

全国平均40.3パーセントは上回っておりますけれども、まだ未受検の方が半分近くを占めておりますので今後とも受検率の向上に向けて様々な対策を講じる必要があると考えております。

先ほど受検率が低い理由をどう考えているかということがございましたけれども、浄化槽の維持管理には今委員から言われたとおり、保守点検と法定検査があります。この違いが県民の、浄化槽管理者になりますけれども、十分理解されていないことと、法定検査制度開始以前から設置されている古い浄化槽では、法定検査の必要性が十分に周知されていないこと、また法定検査には手数料が5,000円程度必要となっておりますこと。未受検者が多く、今委員が言われましたとおり、特に不利益を受けてないということから真面目に受検する方が不公平感を感じて受検しなくなることなどが考えられると想定しております。

長尾委員

この90パーセントと57.9パーセントのこの差を埋めるべく、県は今後どういう取組をしていくのか。浄化槽の9割は保守点検を受けているわけです。

同じようにやらなくちゃいけないはずなんだけど、これだけ差が出てくると、この差をどうやって縮めるのか。今後県はどのような具体的な取組をしていくつもりなのか。

三好水・環境課長

今の法定検査の受検率を上げていくための方策として何を考えてるのかというような質問を頂きましたけれども、一つは保守点検、清掃、法定検査、これを一括に契約する一括契約制度の推進でありますとか、一つは職員が個別訪問で法定検査の必要性を直接説明する機会を持ちますとか、そういった取組を今現在も実施しておりますけれども、これを強化していきたいと考えております。

長尾委員

下水道は公共だと、浄化槽は個人だという考え方が県の職員や市町村の職員にあるとしたらこれは大きな間違いであって、浄化槽も公共下水道なんだという自覚をしっかりと持つ必要があると私はそう思います。

だからそこでなんか県や市町村が腰を引くようなことではしょうがないと思うので、そこを今言ったように一括契約方式にするなら、ここを徹底してやらなくてはいけないと思う。

県土整備委員会でも、そのことはお聞きしましたけれども、もっとこの辺の浄化槽の管理者、県民全てにこの三つの在り方というか、その中で法定検査というのは法律にも規定されていることであるということをしかりと理解するPRをいろいろなメディアを通じて私はやる必要があると思うんです。そうしないとこれはいつまでたってもなかなか上がらないと。他県と比べる必要はないので、他県はほとんど下水道ができていますから浄化槽の

率が低いかもしれないけど、徳島県はほとんどが浄化槽になる。下水道はごく一部であってこれを更に広げることは難しいという中で、浄化槽に本格的に力を入れていくということ、災害対策についてもそうですけれども、これをしっかりと考えてもらいたいと思います。これは強く要望しておきます。

もう1点は、平成28年度末の公設単独槽、浄化槽の単独槽で公設いわゆる県や市町村という公の施設の浄化槽が単独槽が全国で4万3,490基ある。

その中でこれも本当にすごい不名誉な数字だけど、徳島県は教育委員会の施設とか警察の施設とか県の施設、県土整備部や保健福祉部や県民環境部や皆さん方の関係の施設、そのトイレの公設単独槽、これを徳島県で合計すると、幾らあるかと言うと、何と3,366基ある。3,366基ということは、全国で4万基の内3,366基。

これは香川県は、幾らかと言うと786基。愛媛県が1,778基。四国で言ったら、高知県は921基。もう1回言うよ。香川が786基、愛媛が1,778基、高知が921基に対して、徳島県は3,366基あるということだよ。いかに徳島県がこういうところの取組が弱いかという、数字で表すということになる。

県の施設が、こういう状況であつたら民間に対して単独浄化槽を合併浄化槽に変えろと言ったってね。県がやってないのに民間の我々がするかと、こうなるわけだよ。まずかい隗より始めよという言葉は、いろいろなところで使われるけれども、県がやっていないのに市町村や民間はしない。するには県が範を示さないと市町村も民間もしない。

まず徳島県が3,366基の公設単独槽。例えば県で言えば県立学校とかここで言うとこれは県教育委員会じゃないけれど、県立テクノスクールだとか。警察と言うと一杯ある。駐在所や交番やらそういうのもほとんど一杯。あと県営住宅それから農業大学校とか鳴門高校でも、これ全部県の、市町村の施設。まずこの現状をどのように捉えているのか。これは、どこが答えるのか。県教育委員会とか県土整備部とか保健福祉部、いろいろあるんだけど、こういう実態をまとめて言える人がいるのかな。

三好水・環境課長

先ほど、委員から地方公共団体が所有する単独浄化槽の状況ということで質問を頂きました。

今の数字は平成28年度末の環境省への報告の数字だと思います。それで実は、先月ですけども平成29年度末の数字を報告しております。その中で徳島県全体で今、私が把握してる数字で言いますと167基ございます。そのあと市町村がその残りと言いますか、1年今の資料よりも進んでいますので、3,366基と言いましたけれども、今年の報告としましては3,303基になります。徳島県としましては167基というのが今の現状でございます。

長尾委員

今の数字、県は167基。この167基をどうするつもりなのですか。例えばこの中で、総合判定で適正というのが多いんだけど、おおむね適正というのものもある。中には不適正というものもある。ここは警察はいないけれど、警察の駐在所なんか不適正。県営下助任団地、これも不適正。あそこはもう使わなくなったのかな。不適正という所もあったりする。おおむね適正とはどういう意味かと言うと、老人が一人暮らしで、昔4人か5人が住んでいた

時は1年に1回、清掃する。量も多い。だけど一人暮らしになった。1年間そんなにたまらない。じゃあ1年ではなくて2年に1回やるかと。そこから出てくる水は水質的には問題ない。だけど法律で定められている1年に1回の清掃はやってない、法律違反。だけど法律違反を見逃してそれをおおむね適正という表現で、環境技術センターは判を押す。県も黙ってそれを認めている。

これも、民間ならば私は致し方ないと思うけれども、配慮してですよ。しかし公的機関までがおおむね適正なんていう表現で逃げるようなことではいかんと思う。例えば今の話。では167基の施設は全て適正なのか。

三好水・環境課長

実は、その167基の結果と言いますか、それは持ち合わせておりませんので、はっきりは言えませんが、先ほど委員が言われましたように一部おおむね適正というような判断だろうとは思っています。

それと今のおおむね適正の話ですけれども、一つは水質は良好であるということ、ただ清掃とか年に1度ということが浄化槽法上定められておりますので、それが守れていないケースなどは、おおむね適正というような判断をさせていただいておるケースが多いところでは。

それと、おおむね適正の部分の理由としましては市町村におきましては、し尿処理場におきまして、今全体の処理が1年に1回、全ての家庭から出てくると処理できない状況の地区があると思っておりますので、その辺りでおおむね適正というような判断をさせていただいておるところでございます。

長尾委員

これは水・環境課長のせいではないのであって、これまでの積み重ねがこうなっているし、167基の内、今すぐは分からないけれど教育委員会のそれぞれの施設でいわゆる適正、おおむね適正、不適正と、こういうのがあるんだけど、それを次の議会の時にそれぞれのここに居るのは教育委員会と県土整備部と保健福祉部、それと県民環境部それから危機管理部のそれぞれ所管の施設でその状況を次の時に報告してもらいたいと思うけれども、いずれにしても県がそういうところをきちんとしないと、市町村はもっと多いわけで、今言うように市町村なんかは県もしてないのに、うちもできるかとかこうなるわけで、県がやっぱり、きちんとすることが市町村がきちんとする。市町村もきちんとしたら民間はする。それとおおむね適正という日本的なファジーな表現、もう灰色にしているんだけど、そのところを少なくとも公はきちんと適正とどこから言われても大丈夫というようにしておくことが私は大事だと思う。

そんなことができなくて環境首都なんてことを言えるかと、県は環境首都と言うならば、まず県の施設はきちんとやっていると。県がやるから市町村もきちんとやると。市町村もやってるから民間もやると。法定検査だって真面目にやるといって人が57パーセントと、あとやってないのが43パーセント。二人に一人がやってないんだから。

他の県はと言っても他の県は比べる必要がないので、下水道は他の県は最先端、徳島県は最下位だから少なくとも浄化槽については徳島県は環境首都にふさわしい取組をしてる

なということが、私は大事だと思いますので、是非これは水・環境課だけではなくて本当に環境首都課とか環境もそういうならばね。足元からきちんとやらなくてはいけない。もう今日ここには警察がきてないけれども、警察も含めて、全県のこの水環境をしっかりと整えてもらいたいとこれ強く要望しておきたいと思います。

最後に、こちら嘉見委員も水産振興議員連盟の会長ですけれど、水産振興議員連盟と県下の漁業組合長さんなどとの意見交換会が2年前、この前だったのかな。その時に吉野川の河口で徳島県の名産というかスジアオノリというのが採れると。これはお好み焼きとかなんかにかけたりね。いろいろな高級菓子にかけたり、そういうこのスジアオノリで大変な収入というのがあると。この組合の人は、これで漁連の会館は俺たちでもってんだというぐらいの自負を持っているわけだけれど、そこが以前は吉野川河口の土砂、砂利そういうのを取ってもらったら困ると反対してた人たちが、その時は取ってくれという話になって、私も正直驚いたんだ。取っていいのかと。取ってくれと言ったから。あんた方は取ってもらったら困ると言ってるのではないのかと。いや、取ってもらいたい。何でかと言うと、その深さとかいろいろな環境が影響するというようなことがあって、一回このことについて、国土交通省も含めて県の水産振興課とか漁連だとか学者とか、いろいろな関係でその原因とかを研究して対応してくれとそういうふうに要望して、県も入ってその会議を2年前からやった。2回ほど会議があったと。その後今はちょっといろいろな調査とかそういうこともあって開いてはいないようだけれども。

去年の3月に国土交通省は四国の河川も見直しをして、吉野川については、今まで規制有りだったんだけど、吉野川のこの河口の地域については規制なし。規制可。不可から可になったのかな。しかしそれはコンクリートの砂利とか骨材ではなくて、その地域の経済状況やいろいろな状況に応じてそういう場合は取ってもいいと。こういうような状況に変わった、去年の3月に。

そのことを受けて、そういう環境の変化を受けて今後水産振興課はどういうふうにしていくのか。先日の県土整備委員会では、こういった問題に県の県土整備部の河川整備課もしっかりかみ込めというふうに御指摘はしたんだけど、今後水産振興課としてはこういう変化を受けて今後どのように取り組んでいくのかを教えてください。

宮本水産振興課長

ただいま、吉野川のスジアオノリ漁場におけます堆砂の問題についての御質問を頂いたところでございます。

委員がお話しのとおり、平成28年当時でございますが10月14日に吉野川の下流域の漁業協同組合が組織しております吉野川下流漁業対策協議会、こちらが県に対しまして要望活動を実施したというところでございます。

その際、本日御出席の長尾委員、嘉見委員も御同席いただいたということで、その際、協議会から県に上げられました要望ですが、1点目としましてスジアオノリ漁場に堆積した砂の除去、こちらが漁業者の負担なくできるよう国との調整を行うこと。

それから県が砂の除去の問題に向け検討する関係者会議を開催すること。大きくこの2点について御要望いただいたというところでございます。

委員がお話しのとおり平成28年10月14日に、その要望活動をきっかけとしまして、吉野

川スジアオノリ漁場調査検討会議という会議を立ち上げました。

同年の11月8日に第1回の会議を開催いたしまして、その際、課題の整理でありますとか調査の方向性についての検討を行いました。

その後、冬ですので、スジアオノリの養殖シーズンに入ったということで、その際、第1回の会議の結果を受けた調査を実施いたしまして、明るく平成29年3月16日に第2回の会議を開催いたしまして、その調査結果の報告をしたというところでございます。

なお、調査の内容につきましては、今回のスジアオノリの不作に関する部分の要望というベースがございまして、砂がたまったことがどれほどスジアオノリの養殖に影響を与えたか、その部分についての環境調査等を含めて砂なのか、他の原因なのか、その辺り知見が十分でないという中で進めていくという流れになっておりました。

ですので、この時には、委員長を務めていただきました徳島大学の先生からは少なくとも5年以上は継続的な検査、調査をしてその結果をもって判断をしていくべきだろうという御意見を頂いたところでございます。

昨年度でございしますが、会議の開催を行っていなかったということですが、実は、スジアオノリ養殖が海面を区画あるいは川の区画をして漁業をするという権利を与えられている漁業でございまして、この区画漁業権が、ちょうど本年の9月1日をもって、5年に1度の切り替えを迎えるという時期に来ておりました。

その関係で昨年度に関しましては業界の方々とも相談する中で、新たに砂のたまった漁場からもう少し条件のいい漁場に移動できないかということについて1年間を掛けて協議を関係者と進めてまいりました。

この結果、本年予定どおり9月1日付けで新たな漁業権の設定が完了したということで、ひとまず、一番問題となっていた砂のたまっている漁場については移動させまして、新たな漁場でこの冬から養殖を始めるという状況になってございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、調査検討会議につきましては引き続き開催を予定しておりまして、今後新たな漁場も含めた漁場環境調査につきましてデータを集積しまして、今年度の予定としましてはシーズン終わり頃の今年度末をめどに会議を開催して情報の共有を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

長尾委員

今の御説明では大学の先生等のそういう考え方を踏まえて、まず現実的にはこの9月1日から漁業権を新たな場所で始めるということだけど、その状況を踏まえて是非、徳島のブランドであるこのスジアオノリの収穫がそんなに落ちないように。生産がしっかりできるように水産振興課としては頑張ってもらいたいと思うし、今後、国土交通省がこうしたことを見直すというのは、大変大きなことだと思いますので、しっかり県土整備部の河川整備課とよく連携を取りながら徳島の県益というか、そのために頑張ってもらいたいなどこのように思います。

寺井副委員長

時間があるようですので、私のほうから1問質問させていただきます。

まずは、委員会で常に、常にではないんですけども、この秋の収穫時期を迎えた時に

質問しておるわけでございますけれども、空中コンバインと言いますか、スズメが一杯寄ってきて、上から降りてきて稲を食べると。私、空中コンバインと言っているんですけども、その被害が私の土成町の九頭谷川の周辺であるわけでございます。

その稲の収穫が終わると、今度はブロッコリーとかカリフラワーのいわゆる青々とした葉を鳥が来て食べるということでございまして、できたら早くこの九頭谷川の周辺の竹林であったり、木をのけてほしいということがあったわけでございますけれども、何か少し予算が付いたのか、動きが始まったと思うんですけども、昨日、関係の農家の皆さん、皆さんではないんですけど、お二人から電話がありまして、動き始めたんで、寺井さん、よろしく県の方に言っと思ってくださいというお話がございました。

本当に関係者は喜んでおるわけでございますけれども、実は御存じのとおり、今、廃棄物の世界で、例えば、土手の竹を処理していただくと、その処理が簡単に、その辺で適当に燃やしたらいいのになと私は思うんですけど、できない。事業に対するこの廃棄物というのは、比率として予算的にはどのくらい掛かるものでしょうか。例えば、100万円の内、予算があつて廃棄物の処理代というのは、大体どのくらいの率になるのか。分かったら教えてほしいんですけど。

新瀨河川整備課副課長

ただいま、寺井副委員長のほうから、竹の伐採について、通常、河川の維持工事を行いますと、伐採をさせていただいて、それを取り除いて処分という流れでございまして、その中で処分費ということで御質問を頂いたかと思えます。

今手元でございます資料で、全てではございませんけれども、用意させていただいている資料で申し上げますと、副委員長の地元の河川のほうで、九頭谷川でございまして、今般、竹の除去をさせていただいたところでございます。大体おおむね2割ぐらいがいわゆる処分に係る予算として、これについては経費等も一部入ってございまして、執行させていただいております。

寺井副委員長

2割だったら高いのか安いのかは、ちょっと、私もよく分からないのだけれど、なかなか事業が伸びていかないというのは、やっぱり最後の処理代が高いのではないかなと思うのです。

御存じのとおり、この廃棄物の処理の問題が起こったのは基本的にはダイオキシンの問題等々がありましたよね。既に焼いてもそんなにダイオキシンがないというのが、今の風潮ではないんですけど、本当はないんだという話がありますよね。そんな中で例えば、九頭谷の所でも一部でしか処理ができない。せっかく予算を付けてくれたのに、本当に一部でしかできないというのは、特に竹は2年すれば元のとおりになりますからね。だから本当に一気にできないのかなというような感じがしてございまして、産業廃棄物の法律があるんでしょうけれども、例えば、徳島の場合は、条例で少しは焼いてもいいんだと、特に個人が簡単に焼くというのではなく、その辺の地域の自治体を含めての、例えば、私だったら水田なんですけど、水田の自治体の人たちが公共の管理を一部する時に処理が簡単にできないのかなということを非常に思っているわけですし、これは条例か何かの中で、徳島

県は、そういうことはできるんだよというふうな話になっていかないのかと思っておるところです。というのは、御存じのとおり橋はたくさんあるし、道路はたくさんあるし、その中でいろいろと管理をしていかなければいけない中で、徳島は本当に管理がきちんとできるのかと、仮に昨日ちょっと女の人からも電話が掛かってきたんですけれど、県道の縁に歩道との境目の所に草が一杯生えていると、寺井さんあれ刈った時に除草剤をまかせてくれないのかなと、こういうような質問、いやそういう議論はしているんですけど、それはまた除草剤が流れ入って田んぼに入ったらお米が採れなかったとかそういう文句も出てくるので、非常に配慮しながら県はやってくれているんですけども、という話をしたんですけども、在所の人たちが一緒になって道路も含めて管理をしていただく時に、そういうものがもう少し簡単にできないのかなと。それをしていかないと、県はお金がたくさんあるんでしょうけれど、維持管理が本当にできるのかなというふうな感じがしております。

もしそういうふうなことができていくのだったら、自治体の在所の人たちが少し除草剤をまいたりとか、竹が生えてきたら刈ったりして、処理が簡単にできれば、県も無駄など言うたら語弊がありますけれども、余分なお金を使わなくてもいいのかなと、そういう運動をこれから展開できないのかなと思っておりますので、是非そういうことを含めて前へ向いていかないと、同じままの格好でいけば、もう一杯草は生えてくるし、人がいなくなってきたらなおさらのこと、管理ができていかない。せつかく自分たちが住んでいる所でありながら簡単に触れないということがあるので、是非、そういう方向でお願いをしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

阿宮環境指導課長

寺井副委員長からいろいろと広範にわたる御指摘と言いますか、御提言を頂きました。

私も環境指導課で所管しております廃棄物処理法の側面から申し上げますと、ただいま、御指摘のありました焼却に関するところがございますが、基本的には副委員長の御指摘もありましたようにダイオキシン問題等々もございまして、焼却処分に関しましては廃棄物処理法上の処理基準につきましても、なお一層に厳しくなっており、またその進行管理につきましても我々も意を配しておるところでございまして、何らかのその条例に基づく等々の措置によつての緩和と申しますか、そうしたところの手当てというのは少々環境サイドの廃棄物処理法を所管する立場といたしましては厳しいかなといったようなところもございまして、ただ、各河川等をはじめとしていろいろな現場における処理に関しまして、その経費面等を含めまして適切かつ効率的な在り方というふうなことを検討すべきといった御指摘は、もちろんもっともなところかと思っておりますので、この廃棄物処理法の処理基準に沿った形で、あるいは施設の設置ですとか、その処理の在り方ですとか、そうしたところにつきましても様々な提案・アイデアがございましたら、当然ながら県土整備部等とも連携していく中で検討、判断はさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

寺井副委員長

いろいろな方法があつて簡単にはいかないということなんでしようけれど、私はたまたま健康増進法でたばこの法律がちゃんとできた中、東京都はああやって条例を作つてなお

さら厳しいようなものを簡単に作れるのかなという中でね。そういうことも含めてね。そういう運動を展開していかないとこれ本当に皆さん頑張っていていただいているんだけど、追い付いていかないよね。本当に簡単にとということではないんだけど、民間というかその在所の人たちが自分たちの住む所をきれいにしようということがあるならば、それはそれを利用して展開すれば、更に経費がいらぬのではないかなと思ったりもしますので、一つ積極的に御検討いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

木下委員長

他にございませぬか。

(「なし」という者あり。)

なければ以上で、質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時33分)